

# 平成22年度 内閣府税制改正要望結果

平成22年2月18日

## 【市民活動の促進】

| 要望項目  | 結果   | 担当者  |
|---|--|--|
| <p><b>【拡充・延長】</b><br/>           特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置(法人税、法人住民税、事業税)</p> <p>認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初回申請における実績判定期間の特例(来年3月終了)を延長すること。</li> <li>2 認定要件の緩和と申請書類の明確化を行い、書類審査のみを原則とするなど認定手続きの簡素化を進めること。</li> <li>3 審査期間を原則4ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化すること。</li> <li>4 みなし寄附金の制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの所得金額の50%(または200万円)へ引き上げること。</li> </ol> | <p>国税庁が行う特定非営利活動法人の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととする。併せて、認定手続きの簡素化等を図るため、次の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初回の認定を受けようとする特定非営利活動法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年(原則5年)とすることができる特例の適用期限を1年延長する(平成23年3月31日までの申請が対象)。</li> <li>2 認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について簡素化を行う。</li> <li>3 特定非営利活動法人の認定申請に標準処理期間(6月)を設定し、これを国税庁のホームページで公表し、また、各都道府県庁所在地にある税務署に特定非営利活動法人の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制を充実するとともに、審査体制を強化する。</li> <li>4 市民公益税制プロジェクト・チームの設置<br/>             市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人(特定非営利活動法人や公益法人など)に係る税制について、専門的・総合的観点から検討する。</li> </ol> | <p>内閣府大臣官房市民活動促進課課長<br/>           北池 隆<br/>           (TEL: 03-3581-9965)</p> |

| 要望項目                             | 結果   | 担当者 |
|----------------------------------|--|-----|
| 〔文部科学省要望〕<br>所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ | 〔寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる。<br>(注)上記の改正は、平成22年分以後の所得税について適用する。〕 |     |

### 【民間資金等活用事業（PFI）の推進】

| 要望項目   | 結果   | 担当者  |
|--|--|--|
| 【延長】<br>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置<br>（固定資産税、都市計画税、不動産取得税） | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が高く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長したうえ、廃止する。 | 政策統括官(経済財政・システム担当)付参事官(PFI推進室)<br>稗田 昭人<br>(TEL: 03-3581-0264) |

### 【防災対策の推進】

| 要望項目                                     | 結果   | 担当者  |
|--|--|--|
| 【延長】<br>地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置<br>（固定資産税） | 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産の取得をした場合における固定資産税の課税標準に関する特例措置(最初の3年間、価格の2/3)を4年延長(平成26年3月31日までに取得されたもの。)したうえ、廃止する。 | 政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)<br>越智 繁雄<br>(TEL: 03-3501-5693) |

## 【沖縄の振興等】

| 要望項目  | 結果   | 担当者  |
|---|--|--|
| 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置の継続<br>(揮発油税、地方揮発油税)      | 現行の軽減措置を引き続き実施する。<br>なお、揮発油価格の高騰時の課税停止措置が発動される場合においても、現行の負担軽減割合を勘案した税率とする。 | 沖縄振興局参事官(調査金融担当) 川島 俊通<br>(TEL:03-3581-1027) |
| 【創設】<br>試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 | 税制調査会に設置する市民公益税制に係るプロジェクト・チームの一つの課題として、引き続き検討する。                           | 沖縄振興局総務課事業振興室長 中村裕一郎<br>(TEL:03-3581-9974)   |

※平成22年度税制改正大綱に、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象に、貨物便を追加することが盛り込まれた。

## 【廃止】

- ・ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制(所得税、法人税)
- ・ 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置(所得税、個人住民税)
- ・ 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置(法人税、法人住民税、事業税)

### [照会先]

大臣官房企画調整課

課長 嶋田裕光、課長補佐 岡 朋史

(TEL:03-3581-4711)